

「犯罪被害」について ともに考える

岡山県

犯罪被害に遭うと…

通り魔や飲酒運転による交通事故などの犯罪は、いつ誰の身に降りかかっても不思議ではありません。

けれども、私たちの多くは、日常生活の中で、新聞やTVで犯罪のニュースを見聞きすることはあっても、自分や家族・友人などの大切な人たちが犯罪に巻き込まれることを、想像することはまれです。

現実には、犯罪による被害はあとを絶たず、私たちの身近にも、ある日突然起きた理不尽な犯罪により、多くの困難に直面している人たちがいます。

被害者やその家族（以下「犯罪被害者等」という。）はどのような問題を抱えているのでしょうか？

事件

事件の影響

捜査、裁判に伴う負担

- ・ 事件の辛い体験を繰り返し説明
- ・ 法廷への出廷、証言

困難な被害回復

- ・ 心身の不調
- ・ 障害が残り、介護が必要

日常生活の不安

- ・ 経済的な負担
- ・ 仕事や就労が困難、事業主や同僚の理解が得られない
- ・ マスコミによる過剰な取材

再被害のおそれ・二次的被害の悩み

- ・ また狙われるのではないかと不安
- ・ 加害者の不誠実な言動
- ・ 心ないうわさ話、哀れみの眼差し

二次的被害とは

犯罪被害後に、周囲の者から配慮に欠けた対応や不用意な言動等を受けることにより、被害者が更に傷つき、苦しむこと。



犯罪被害者等は、こんなことに苦しんでいます。

被害後の様々な状況の変化

心身の不調

- 感情や感覚のマヒ
- 恐怖、怒り、不安、自分を責める気持ち
- 不眠、食欲不振、頭痛、めまい、神経過敏



経済的な負担

- 主たる生計者の喪失
- 当面の出費
(葬祭費、医療費、転居費用、裁判費用など)
- 自宅が事件現場となり住めないなどの住居の問題

- 財産の喪失

仕事や就労の問題

- 入院等によるやむを得ない欠勤
- 就業困難、収入の途絶



家族・親族の支えあいの喪失

- 被害のショックで家族が精神的に余裕のない状態
- 家事、子育て、介護などへの支障

捜査、裁判に伴う負担

- 捜査、裁判の傍聴、証言、意見陳述などでの時間や労力
- 損害賠償請求に伴う負担

周りの人の言動による傷つき

- 周囲の人たちからの中傷や興味本意の質問、心ないうわさ話

- 配慮に欠けるマスコミの取材や報道

- 犯罪被害者等は被害の弁償を受け社会的にも保護されているといった誤解

- 近隣や知人からの安易な励ましや慰め

- 各種手続の窓口での二次的被害



社会の中で孤立してしまうことも。

私たちにできることは…？

犯罪被害者等が置かれる状況は一人ひとり異なり、当事者でなければ理解できないこともたくさんあるため、被害者等が受けた被害から回復し、再び平穏な生活を取り戻すことは容易なことではありません。

こうした中、私たちにはどのようなことができるのでしょうか。それを考えるのは難しいことですが、決して何もできないわけではありません。

犯罪被害者等が置かれる状況を知り、ありのままを受け止めること、相手の立場に身を置いてその心情を正しく理解しようとする、被害者等が孤立し、一人で苦しむことのない温かい雰囲気をつくること。それが一番大切ではないでしょうか。

被害者等の支えになること

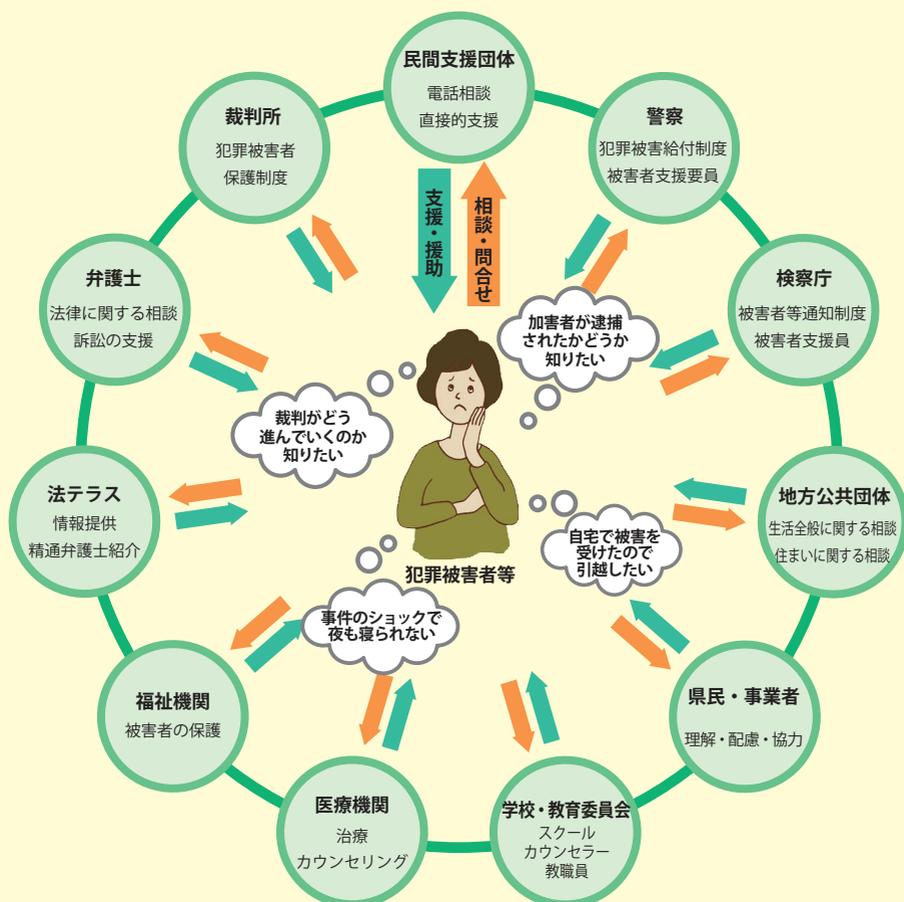
●●● ～被害当事者の言葉から～ ●●●

- ◇ 被害直後の混乱した時期に、近所の方がそっと水や食糧を差し入れてくれました。空腹感すら忘れていただけに、ありがたかった。
- ◇ 孤独な時間に、何を語るでもなく、さりげなく一緒に過してくれたり、自分の感情や思いを押しつけるのではなく、私たちの思いや話を否定せず繰り返し聞いてくれたことがありがたかった。
- ◇ 一人では気が重たいとき、市役所や裁判所に付き添って一緒に行ってくれたことはありがたかった。警察や教育委員会に付き添ってくれて、言葉にできない思いをきちんと代弁してくれたことに感謝します。
- ◇ 亡くなった子どもの友だちが、ときどき来てくれます。何も語るでもないけれど、ずっと忘れないでいてくれることがとても支えになっています。

犯罪被害者等への支援

犯罪被害者等が抱える問題は、長い間、社会的な課題として認識されていませんでしたが、様々な事件をきっかけに犯罪被害者等の実情への理解が進み、近年では、その権利利益を守るために、国や地方公共団体、民間団体などによる支援の輪が社会全体に広がってきています。

岡山県下では、県をはじめすべての市町村で犯罪被害者等を支援するための条例が施行されています。



●●● 犯罪被害者等のための相談窓口 ●●●

◆ 犯罪被害に関する総合的な相談

- 全般的な相談及び具体的な相談窓口の紹介等
岡山県県民生活部 暮らし安全安心課
犯罪の被害にあわれた方への支援について、関係機関・団体等と十分な連携を図りながら、情報提供や助言を行なっています。
連絡先 086-226-7259
月～金（祝日、年末年始を除く）8:30～17:15
- 犯罪被害者や家族、遺族からの各種相談
おかやま被害者支援ネットワーク事務局（岡山県警察本部県民応接課内）
連絡先 086-233-8349
月～金（祝日、年末年始を除く）9:00～17:00
- 被害相談、事件に関する問い合わせ
岡山地方検察庁被害者ホットライン
連絡先 086-224-3322（FAX 兼用）
夜間・休日は留守番電話・FAX での利用が可能
- 捜査や裁判の制度紹介、精通弁護士を紹介、民事法律扶助等
日本司法支援センター（法テラス）犯罪被害者支援ダイヤル
連絡先 0570-079714
月～金（祝日、年末年始を除く）9:00～21:00
土（祝日、年末年始を除く）9:00～17:00
日本司法支援センター岡山地方事務所（法テラス岡山）
連絡先 050-3383-5491
月～金（祝日、年末年始を除く）9:00～17:00

◆ 女性・DV・性犯罪

- 女性が抱えるさまざまな問題や悩みに関する相談（家庭内の不和、夫の暴力、男女間のトラブル等）
岡山県女性相談所（配偶者暴力相談支援センター）
連絡先 086-235-6060
月～金（祝日、年末年始を除く）9:00～16:30
連絡先 086-235-6101（DV 夜間電話相談）
月～金（祝日、年末年始を除く）16:30～20:00
- 生き方、家族や夫婦などの悩みや DV に関する相談
岡山県男女共同参画推進センター（ウイズセンター）（配偶者暴力相談支援センター）
連絡先 086-235-3310
火～土（祝日、年末年始を除く）9:30～16:30
岡山市男女共同参画相談支援センター（相談ほっとライン）
連絡先 086-803-3366
月・水～土 10:00～19:30 / 日・祝日 10:00～16:30
倉敷市男女共同参画推進センター（ウイズアップくらしき）
連絡先 086-435-5670
火～土 9:00～17:00
- DV 休日電話相談
社会福祉法人クムレ
連絡先 086-441-1899
日、祝日、年末年始 9:30～16:30

- 性犯罪被害に関する相談
岡山県警察本部性犯罪被害相談電話
連絡先 0120-001-797
月～金（祝日、年末年始を除く）9:00～17:00
性犯罪被害相談電話全国共通番号
連絡先 #8103（ハートさん）

◆ 子ども、少年

- 児童に関する相談
岡山県中央児童相談所
連絡先 086-235-4152
岡山県倉敷児童相談所
連絡先 086-421-0991
岡山県津山児童相談所
連絡先 0868-23-5131
上記いずれも、月～金（祝日、年末年始を除く）8:30～17:00
岡山市子ども総合相談所（岡山市区域の方）
連絡先 086-803-2525
月～金（祝日、年末年始を除く）8:30～17:15
児童相談所全国共通ダイヤル
連絡先 189 24時間
（お近くの児童相談所につながります）
- 少年の悩み、友達関係、いじめ、非行等に関する相談
ヤングテレフォン・いじめ110番（岡山県警察本部内）
連絡先 086-231-3741 24時間
youngmail@pref.okayama.jp

◆ 消費生活・悪質商法

- 消費生活に関する相談
岡山県消費生活センター
連絡先 086-226-0999
火～日（祝日、年末年始を除く）9:00～16:30
岡山県消費生活センター津山分室
連絡先 0868-23-1247
月～金（祝日、年末年始を除く）9:00～12:00、13:00～16:30
消費者ホットライン
連絡先 188
年末年始を除く毎日 ※最寄りの相談窓口を紹介
- 悪質商法に関する相談
岡山県警察本部生活環境110番
連絡先 086-231-9449 24時間

◆ 交通事故

- 交通事故に関する相談
岡山県交通事故相談所・岡山本所
連絡先 086-226-7334
月～金（祝日、年末年始を除く）9:00～12:00、13:00～16:00
岡山県交通事故相談所・津山支所
連絡先 0868-23-1248
木（祝日、年末年始を除く）13:00～16:00

◆ 暴力団

- 暴力団に関する相談
岡山県警察本部暴力団関係110番
連絡先 086-233-8930 24時間

◆精神疾患の疑いや心の悩み等

○様々な心の問題に関する相談

岡山県精神保健福祉センター

連絡先 086-201-0828

月・水・木 9:30～12:00、13:00～16:00

岡山市こころの健康センター（岡山市区域の方）

連絡先 086-803-1274

月～金（祝日、年末年始を除く）9:00～12:00、
13:00～16:00

◆障害のある方

○知的障害のある方（18歳以上）に関する相談

岡山県知的障害者更生相談所（岡山県福祉相談センター）

連絡先 086-235-4316

岡山市障害者更生相談所（岡山市区域の方）

連絡先 086-803-1247

上記いずれも、月～金（祝日、年末年始を除く）
8:30～17:15

○身体障害のある方（18歳以上）に関する相談

岡山県身体障害者更生相談所（岡山県福祉相談センター）

連絡先 086-235-4577

岡山市障害者更生相談所（岡山市区域の方）

連絡先 086-803-1248

上記いずれも、月～金（祝日、年末年始を除く）
8:30～17:15

◆犯罪被害者支援団体

○民間の犯罪被害者支援団体

**岡山県公安委員会指定「犯罪被害者等早期援助団体」
公益社団法人被害者サポートセンターおかやま（VSCO）**

<主な活動>

犯罪被害者等への電話相談及び面談、被害直後の直接的
支援（関係機関への紹介や付添）、犯罪被害者等給
付金（警察）の受給補助、支援員等の養成及び研修、
広報及び普及啓発事業

連絡先 086-223-5562

性犯罪被害相談専用電話

連絡先 086-206-7511

月～土（祝日、年末年始を除く）10:00～16:00

<http://vSCO.info/>

特定非営利活動法人おかやま犯罪被害者サポート・ファミリーズ

<主な活動>

犯罪被害者や遺族への電話相談、自助グループ活動への
支援、普及啓発事業

連絡先 086-245-7831

086-226-6161（FAX相談）

土（祝日、年末年始を除く）10:00～16:00

○DVなど暴力による被害者支援（女性と子ども）

特定非営利活動法人さんかくナビ

連絡先 086-801-5073

月～金（祝日、年末年始を除く）9:30～16:30

◆市町村

| 市町村 | 担当課・窓口 | 電話番号 |
|-------|--------------|--------------|
| 岡山市 | 犯罪被害者等総合相談窓口 | 086-803-1238 |
| 倉敷市 | 生活安全課 | 086-426-3111 |
| 津山市 | 環境生活課 | 0868-32-2056 |
| 玉野市 | 総務課 | 0863-32-5547 |
| 笠岡市 | 協働のまちづくり課 | 0865-69-2123 |
| 井原市 | 協働推進課 | 0866-62-9508 |
| 総社市 | 人権・まちづくり課 | 0866-92-8253 |
| | 総社市権利擁護センター | 0866-92-8374 |
| 高梁市 | 市民課 | 0866-21-0254 |
| 新見市 | 福祉課 | 0867-72-6126 |
| 備前市 | 市民協働課 | 0869-64-1823 |
| 瀬戸内市 | 市民課 | 0869-22-3922 |
| 赤磐市 | くらし安全課 | 086-955-2650 |
| 真庭市 | くらし安全課 | 0867-42-1017 |
| 美作市 | くらし安全課 | 0868-72-5202 |
| 浅口市 | くらし安全課 | 0865-44-9006 |
| 和気町 | 危機管理室 | 0869-93-1121 |
| 早島町 | 総務課 | 086-482-0611 |
| 里庄町 | 総務課 | 0865-64-3111 |
| 矢掛町 | 町民課 | 0866-82-1011 |
| 新庄村 | 総務企画課 | 0867-56-2626 |
| 鏡野町 | 保健福祉課 | 0868-54-2986 |
| 勝央町 | 総務部 | 0868-38-3111 |
| 奈義町 | 総務課 | 0868-36-4111 |
| 西粟倉村 | 総務企画課 | 0868-79-2111 |
| 久米南町 | 総務企画課 | 086-728-2111 |
| 美咲町 | 福祉事務所 | 0868-66-1129 |
| 吉備中央町 | 住民課 | 0866-54-1316 |

毎年11月25日から12月1日は
「犯罪被害者週間」

あなたの周囲の人が犯罪被害に
遭ったとしたら…

「ひとりでは悩まないで、勇気を出
して相談を」と声かけをしてくだ
さい。



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
ギョウとちゃん

犯罪被害者等施策の取組

岡山県では

岡山県犯罪被害者等支援条例

第3次岡山県犯罪被害者等の
支援に関する取組指針

に基づき、各種施策を総合的・計画的に実施していきます。

犯罪被害者支援に関する私たちの責務

犯罪被害者の支援には、私たち県民一人ひとりが、被害者の視点に立って、それぞれができることを考え、行動することが何よりも重要です。

県の
責務

犯罪被害者の支援に関し、施策を総合的に策定し、実施する

県民の
責務

犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう十分配慮するとともに、県等が行う支援に協力するよう努める

事業者の
責務

犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性についての理解を深め、事業活動を行うに当たり、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう配慮し、支援に努める

民間支援
団体の
責務

犯罪被害者等の支援に関する専門的な知識・経験を活用し、犯罪被害者等を支援するとともに、県等が行う支援に協力するよう努める

もしも、あなたの身近な人が犯罪被害に遭ったとしたら…
「ひとりで悩まないで、勇気を出して相談を」と声をかけてください。

犯罪被害についての総合相談窓口

- 岡山県 暮らし安全安心課 TEL086-226-7259
月～金（祝日、年末年始を除く）8:30～17:15
- おかやま被害者支援ネットワーク（岡山県警察本部県民応接課内）TEL086-233-8349
月～金（祝日、年末年始を除く）9:00～17:00

岡山県 県民生活部暮らし安全安心課

〒700-8570 岡山市北区内山下 2-4-6
TEL (086) 226-7259 [直通] FAX (086) 225-9151
E-mail : anzenanshin@pref.okayama.lg.jp



犯罪被害者等支援シンボルマーク
ギョッとちゃん